

給付奨学金・授業料等減免額

* 文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」として、入学後に所定の手続きを行うことで、授業料等の減免を併せて受けることができます。

詳細は文部科学省ホームページをご覧ください。

* 世帯構成や収入などに応じて支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）が決定します。

* 減免の対象となるのは入学金（上限240,000円）・授業料（上限700,000円）です。上限の範囲を超えた金額や、その他経費は減免の対象とはなりません。

* 入学金の減免は、入学年度前期の申請のみ有効です。

* 授業料減免額（前期/後期）は、半期ごとに決定される支援区分に応じた額となります。

区分	給付奨学金（月額）		減免額		
	自宅通学	自宅外通学	入学金減免（初年度のみ）	多子世帯以外（1子・2子世帯） 授業料減免額 前期/後期	多子世帯 授業料減免額 前期/後期
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	240,000円	350,000円/350,000円	—
第Ⅰ区分（多子世帯）				—	350,000円/350,000円
第Ⅱ区分	25,600円 ※第Ⅰ区分の2/3	50,600円 ※第Ⅰ区分の2/3	160,000円	233,400円/233,300円	—
第Ⅱ区分（多子世帯）			240,000円	—	350,000円/350,000円
第Ⅲ区分	12,800円 ※第Ⅰ区分の1/3	25,300円 ※第Ⅰ区分の1/3	80,000円	116,700円/116,700円	—
第Ⅲ区分（多子世帯）			240,000円	—	350,000円/350,000円
第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円 ※第Ⅰ区分の1/4	19,000円 ※第Ⅰ区分の1/4	240,000円	—	
多子世帯	0円	0円	240,000円	—	